

鹿児島県ふるさと認証食品制度要綱

1 目的

県産の特色ある原材料又は製法を用いて、県内で製造される食品について、品目ごとに定める基準に適合する食品を「ふるさと認証食品」として認証することにより、地域の特産品の消費者への普及啓発の促進及び製造、販売の振興を図る。

2 制度主体 鹿児島県

3 認証食品制度の仕組み

(1) 関係機関

- ① 県は、「ふるさと認証食品」の認証対象品目及び認証基準の策定・変更・廃止等を行う。
- ② 審査・認証機関
県は、「ふるさと認証食品」の審査・認証のために、認証品目毎に別表のとおり、審査・認証機関を指定する。

(2) 認証対象品目及び認証基準

- ① 認証対象品目は、別記1のとおりとし、品目ごとに「認証基準」を別途定める。
- ② 県は、認証対象品目及び認証基準の策定・変更・廃止等を行うときは、別記2の関係者・機関の意見を聴くこととする。

(3) 認証申請者の要件

鹿児島県内で、認証対象品目を製造する製造業者であること。

(4) 認証の申請

認証を受けようとする製造業者は、別途定める「鹿児島県ふるさと認証食品審査・認証要領」に基づき、審査・認証機関に認証の申請を行う。
審査・認証に要する経費は、各審査・認証機関が県と協議の上、別途定め、認証を受けようとする者が負担する。

(5) 審査・認証の実施

製造業者から認証の申請があった場合、審査・認証機関は、書類審査及び現地調査の上、認証基準に適合していることを確認し、認証を行う。

(6) 認証食品の実態調査・指示

審査・認証機関は、認証食品の製造方法、認証マークの使用状況等について、必要に応じ調査し、適正でないと認めるときは、当該製造業者に対して、その改善を指示することができる。審査・認証機関は、改善指示を行ったときは、県に報告を行う。

(7) 認証の取り消し

審査・認証機関は、認証食品の製造業者が下記の事項に該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。審査・認証機関は取り消しを行ったときは、県に報告を行う。

- ① 前項の指示に従わないとき。
- ② 不正に認証を受け、又は認証食品の信頼を失墜させる行為があったとき。
- ③ 認証マークを不適正に使用したとき。
- ④ 認証食品として適しない製品を販売したとき。
- ⑤ その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(8) 公表

県は、制定した認証基準の内容、認証状況について県のホームページ等で公表するものとする。

(9) 報告・監査等

- ① 県は、審査・認証業務の公平性、公正性を保ち、かつ、その適切な実施を確保するため、必要があると認めるときは、審査・認証機関に対し、審査・認証業務に必要な報告を求め、又はその事務所に立ち入り、認証業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を監査し、もしくは関係者に質問することができるものとする。
- ② 県は前項の監査の結果、改善を要する場合は、審査・認証機関に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

4 その他

この要綱に定めのない事項については、別に知事が定める。

別 表

鹿児島県ふるさと認証食品 審査・認証機関

品 目	審査・認証機関
つぼづくり米黒酢	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会
山川漬	鹿児島県山川漬協議会
黒糖	鹿児島県黒糖協議会
かつお節	鹿児島県かつお節協議会
削りぶし	
かつお味付け節	
さつま揚げ	鹿児島県蒲鉾協同組合
地酒	鹿児島県地酒協議会
いもかりんとう	公益社団法人 鹿児島県農業・農村振興協会
梅干し	
調味梅干し	
いも焼酎	
黒豚みそ	
海水塩	
にんじんジュース	
食用植物油脂 (ごま油,なたね油)	
さつまいもチップス	
のり佃煮	
寒干したくあん漬	
きんかん漬 (甘露煮)	
たけのこの水煮	
すもも果実飲料	
地鶏みそ	
きびなごの乾製品・調味加工品	
かつお腹皮加工品	
からいも飴	
ごま加工品 (いりごま,すりごま,ねりごま)	
乾燥きくらげ	

別記 1

- | | | |
|----------------------|----------------|----------------------------|
| 1 つぼづくり米黒酢 | 2 山川漬 | 3 黒糖 |
| 4 かつお節 | 5 削りぶし | 6 かつお味付け節 |
| 7 さつま揚げ | 8 地酒 | 9 いもかりんとう |
| 10 梅干し | 11 調味梅干し | 12 いも焼酎 |
| 13 黒豚みそ | 14 海水塩 | 15 にんじんジュース |
| 16 食用植物油脂(ごま油, なたね油) | 17 さつまいもチップス | 18 のり佃煮 |
| 19 寒干したくあん漬け | 20 きんかん漬け(甘露煮) | 21 たけのこの水煮 |
| 22 すもも果実飲料 | 23 地鶏みそ | 24 きびなごの乾製品・調味加工品 |
| 25 かつお腹皮加工品 | 26 からいも飴 | 27 ごま加工品(いりごま, すりごま, ねりごま) |
| 28 乾燥きくらげ | | |

別記 2

県経済農業協同組合連合会企画開発部食品総合研究所, 県(森林経営課, 販路拡大・輸出促進課, 水産振興課, 消費生活センター, 工業技術センター, 水産技術開発センター, 大隅加工技術研究センター, 農政課かごしまの食ブランド推進室等), その他関係者・機関

附 則

- 1 この要綱は, 平成18年2月10日から適用する。
- 1 平成15年度までに「伝統製法食品認証事業」, 「地域推奨品認証事業」, 「地域特産品認証事業」で認証を受けた食品は, 平成16年度以降の「ふるさと認証食品認証」により, 認証を受けた食品と同様の扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は, 平成18年4月3日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成21年3月27日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成22年12月10日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成23年4月1日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成23年12月9日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成24年4月1日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成24年12月12日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成25年6月6日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成26年1月21日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成26年12月15日から適用する

附 則

- 1 この要綱は, 平成27年8月10日から適用する

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月18日から適用する

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月25日から適用する

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月14日から適用する

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する